

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携: 取引先、外部エンジニア、開発・運用パートナー等との連携を通じて、ソフトウェア開発、システム運用及び保守に関する知見を共有し、取引先の業務効率化、事業継続性、付加価値向上に取り組めます。b. IT実装支援: 業務システムの開発、運用保守、データ活用、情報セキュリティに配慮したIT導入支援により、取引先のデジタル化、生産性向上、働きやすい業務環境の整備を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

ソフトウェア開発、システム運用保守、外部委託、専門人材との協業において、見積・仕様・納期・成果物範囲を事前に明確化し、適正な価格協議、支払条件の明確化、知的財産・データの取扱いの適正化に取り組めます。

3. その他（任意記載）

取引先との継続的な対話を通じ、システム品質の向上、障害予防、業務プロセスの改善、外部人材が安心して参画できる取引環境の整備に取り組めます。

2026年5月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社アクシス

代表取締役 中村まみ

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。